平成２６年（フ）第１４４号
金沢市石引１丁目１番３号　セゾン石引101号、従前の住所金沢市飛梅町２番14号
債務者　福本壽美子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１８５号
金沢市米泉町８丁目140番地１　県営住宅３棟７号
債務者　吉田　正人
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第８７号
三重県三重郡菰野町大字竹成43番地68
債務者　南　　俊男
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第８８号
三重県四日市市新正１―11―39　レオパレスフラーリッシュＢ208、住民票上の住所三重県四日市市日永３丁目２番57号　レオパレスエクレール202
債務者　矢田桂一朗
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第９２号
三重県四日市市前田町14番20号　菜の花苑
債務者　丸田　恭美（旧姓森尾）
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
三重県四日市市笹川２丁目85番地ファミール笹川201
債務者　氷室勇こと　ヒムロ　ロベルト　イサム
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原3007番地
債務者　井上　克代
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第２１号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島2507番地46
債務者　竹本　弘信
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第２２号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島2507番地46
債務者　竹本　有紀
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第１２８号
滋賀県湖南市石部南３丁目１番22―504号
債務者　黒岩　　京
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４６号
滋賀県守山市水保町1394番地　セザール琵琶湖大橋308号
債務者　東　　秀樹
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４７号
滋賀県栗東市綣４丁目３番18―210号、前住所三重県四日市市桜花台１丁目73番地23
債務者　曽野　政男
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７６号
広島市東区光町２丁目８番１―204号
債務者　占部湖里こと　ＣＯＲＩＥ　ＳＯＲＩＴＯＮ
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８１号
山口県下関市大字吉母453番地10
債務者　小西　翔太
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１３６号
愛媛県松山市保免上２丁目11番16号　アドヴァンス保免305号
債務者　宮脇　昭彦
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６９号
愛媛県新居浜市庄内町４丁目４番131号
債務者　宮﨑　旦子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第３２号
福岡県宮若市鶴田1891番地93　市営鍋田団地202号
債務者　大下千奈美
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所直方支部

第三種郵便物認可　平成二十六年七月一日